

静岡県人事委員会訓令第1号

静岡県人事委員会事務決裁規程（昭和51年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p><u>(35) 会計年度任用職員の給与等に関する条例</u> <u>(令和元年静岡県条例第2号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)</u>第9条第3項の規定によるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額の承認（既に承認されている基本額について、類似する他の職種に適用する場合又は算定の基礎数値等の変更に伴う場合の承認に限る。）</p> <p><u>(36)～(61) (略)</u></p> <p><u>(62)～(69) (略)</u> (課長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p><u>(35) 会計年度任用職員の給与等に関する条例</u> <u>(令和元年静岡県条例第2号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)</u>第3条第4項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の給料月額の承認（既に承認されている給料月額について、類似する他の職種に適用する場合又は算定の基礎数値等の変更に伴う場合の承認に限る。）</p> <p><u>(36) 会計年度任用職員給与条例第9条第3項</u> <u>の規定によるパートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額の承認</u>（既に承認されている基本額について、類似する他の職種に適用する場合又は算定の基礎数値等の変更に伴う場合の承認に限る。）</p> <p><u>(37)～(62) (略)</u></p> <p><u>(63) 定年規則第14条第1項の規定による特定管理監督職群を構成する管理監督職の承認</u> <u>(既に承認された管理監督職について、組織の変更等により当該管理監督職の名称が変更された場合に限る。)</u></p> <p><u>(64)～(71) (略)</u> (課長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総務課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p>

(1) 事務局職員（事務局長、次長及び課長を除く。以下(2)から(9)までにおいて同じ。）に対する介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇（課長の専決に係るものを除く。）の承認

(2)～(8) （略）

3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(41) （略）

4・5 （略）

（専決事項の報告）

第5条 専決者は、専決した場合において、第3条第69号に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。

(1) 事務局職員（事務局長、次長及び課長を除く。以下(2)から(5)までにおいて同じ。）に対する介護休暇、介護時間、子育て部分休業及び特別休暇（課長の専決に係るものを除く。）の承認

(2)～(8) （略）

3 給与審査課長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。

(1)～(41) （略）

(42) 参与に対する出張の命令

(43) 参与に対する特別休暇（夏季休暇及び家族休暇に係るものに限る。）の承認

(44) 参与に対する週休日の振替、半日勤務時間の勤務時間の割振り、代休日及び時間外勤務代休時間の指定

(45) 参与に対する時間外勤務又は休日勤務の命令

(46) 参与に対する年次有給休暇に係る時季変更

4・5 （略）

（専決事項の報告）

第5条 専決者は、専決した場合において、第3条第71号に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。